大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての 認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。(□に✔印を付けてください。)

大学が指定する期間内に独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付奨学金案内を 受領し、申込みを行います。(案内は4月と9月に配付予定。)

- □ その後、機構の給付奨学生(支援区分「多子世帯」を含む。)に採用されなかった場合、授業料等減免 を受けることができないことを承知しています。
- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、 認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払 を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。 (*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

申	フリガナ									
- 請 者	氏 名						入学年月		年	月入学
	生年月日	(西暦)	年 月	日生	(歳)	電話番号			
	現住所	〒 -	=							
	所属学部・ 学科等						学籍番号			
	学 年		昼間・夜間・通信の別				屋(昼夜開講を含む	⑤) 口夜	[□通信
	過去に本制度の支援を受け た学校名、期間(*)		(学校名)		(期間/月数) 年 月~	4 年	月	/ 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。					あ	る・な	:11		
	(いずれか)	奨学金に関する の□に √ 印を付 の採用候補者は、	け、右欄に記							
□ 予約採用の申込を行っ 【給付型奨学金の申込の受付: 者となっていれば登録番号、デ なっていれば奨学生番号)】			番号(採用候補	Ĭ						
	□ 在学(在学予約)採用の申込を行った者									
		全金の申込の受付								
	(給付奨学生	ことなっていれば	奨学生番号) 】							

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、<u>あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。</u>給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
 - ①予約採用で給付奨学金を申請済みの場合

免除申請後、「進学届」の手続きが必要です。

②入学後の在学採用で給付奨学金を申請予定の場合 免除申請後、4月以降に予定されている在学採用に申請してください。

※①・②ともに『入学ガイドブック 補足資料4「奨学金制度について」』で詳細を確認してください。

給付型奨学金の申込みを行わず(行う予定がなく)、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出が必要です。</u>更に、本学に編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)した学生等であって、編入学又は転学(若しくは専攻科に入学)する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、あわせて(別紙2)の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて(別紙3)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて申し込む(既に申し込んでいる)場合は、別紙1~3の提出は不要です。)

別紙 $1\sim3$ が必要な場合は、熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当(電話:096-342-215 1 E-MAIL:gag-jumen@jimu. kumamoto-u. ac. jp) に連絡してください。

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合 は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の 受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、 当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学 している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- へ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援の ために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合があります が、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
 - ① 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する 場合があること
 - ② 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される(減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる)場合があること
 - ※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPA のみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能とな ります。
 - ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
 - ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※このページは、提出不要です。

A様式1

記入例

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

2025年 3月 15日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての 認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。(□に✔印を付けてください。)

大学が指定する期間内に独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付奨学金案内を 受領し、申込みを行います。(案内は4月と9月に配付予定。)

- □ その後、機構の給付奨学生(支援区分「多子世帯」を含む。)に採用されなかった場合、授業料等減免 を受けることができないことを承知しています。
- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、 認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払 を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。 (*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

申	フリガナ		クマモト	タロウ						
請者	氏 名		熊本	太郎		入学年月	2025年 4月入学			
	生年月日	(西暦)20	007年 5月 1	1日生 (18点	轰)	電話番号	070-1234-5689			
	現住所	現住所 〒 860 - 8555 現住所 熊本 都道府県 熊本 町村					中央区黒髪○-×-△-◎○○号室			
	所属学部· 学科等					学籍番号	251-L9999			
	学 年	王 1 昼間・夜間・通信の別 ✓				图 (星本門)	学者は「受験番号」			
	過去に本制度はた学校名、期間		(学校名)			(期 を記入してください。 年 月~ 年 月/ 月				
	過去に本制度の	の入学金減免を	受けたことか	ぶありますか。		ある・ない				
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること									
	✓ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補 者となっていれば登録番号、給付奨学生と なっていれば奨学生番号)】 ※高等学校在学時(大学入学前)に給付奨学金に申請した。 →採用候補者決定通知記載の登録番号									
	□ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】 ※在学採用申請予定者(申告番※高等専門学校等在学時に給作→奨学生番号									

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号 99999901-100-00999 3 年 10 組 学 年 等 出席番号 A000001 学校用 樣 見本 E (ガツコウヨウ ミホン)

#799

7999

交付書類コード= G

※ コードにより交付される書類が異なります。 筒の裏面にてご確認ください。

T行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

* 99999901

給付奨学金 貸与奨学金 入学時特別増額貸与奨学金 申込内容 希望する 希望しない 希望しない

		給付奨学金(※4)	貸与奨学金				
	選 考 結 果	候補者決定	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます				
	选	支 <u>援区分:第Ⅲ区</u> 分	ア:併用貸与(※1)	イ:第一種奨学金	ウ:第二種奨学金		
		【多子世帯〇】	_	_	_		
要	国籍・在留資格等	0	_	_	_		
件	家計に関する基準	0	_	_	_		
確認	学業成績・学修意欲に関する基準	0	_	_	_		
ж 2	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	0	_	_	_		
2	マイナンバー関係書類の提出	0	_	_	_		
	その他必要書類の提出(※3)	0	_	_	_		

- 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
- 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。)、「─」は申込時に希望していない ため未判定であることを表します。
- 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税(所得)証明書」等収入等に関す る証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類(該当者のみ)等です
- 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、 令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生 採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。 採用候補者のしおり」31ペ

採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金(注1)	第一種奨学金 (無利子) _(注5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金(有利子)
利	用条件	支援区分:第Ⅲ区分	_	_	
(注2) (注3)			_	_	_
申込時の	貸与額	*******	_	_	_
選択内容	返還方式	*******	_	_	_
	保証制度 (注6)	*******	_	_	_
(注4)	利率の算定方法	*******	******	_	_

- 注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(確認大学等)に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に 「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されま せん。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により 定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
- 注 2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の 給付奨学金の月額は、月額表 (「給付奨学生採用候補者のしおり」参照) に記載の () 内の金額になります。
- 注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載 のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
- 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、そ の後は変更できない等の制限が発生することがあります)。
- 注 5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補 者のしおり」参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用:不可」と印字されている場合、「最高月 額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- (2) 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。

